

林地区地区計画

都市計画決定年月日 当初決定 平成4年1月24日 厚木市告示第9号
最終変更 平成8年5月10日 厚木市告示第61号

名 称	林地区地区計画
位 置	厚木市林字井田、字上向田、字中向田、字下向田及び字勝見田、戸室字宮田並びに吾妻町地内
面 積	約 30.4ha
区域の整備・開発及び保全の方針	
地区計画の目標	<p>本地区は、中心市街地から近接地で都市計画道路が縦横に交差するなど、交通利用条件が極めて高い位置にあるとともに、土地区画整理事業等により計画的な都市基盤の整備が図られる地区である。</p> <p>このため、地区の特性を活かした土地利用や建築物等を誘導し、周辺市街地との調和を図りつつ、良好な都市環境を形成し、保全することを目標とする。</p>
土地利用の方針	<p>都市計画道路などの交通機能面等に考慮した都市環境及び周辺市街地と調和のとれた居住環境を形成、保全するため、「沿道型利便地区」、「一般住宅地区」及び「専用住宅地区」に区分し、それぞれ適切な土地利用を図る。</p>
地区施設の整備方針	<p>本地区内に、補助幹線道路及び歩行者専用道路等を適切に配置し、これらの機能が損なわれないよう維持、保全に努める。</p>
建築物等の整備方針	<p>中心市街地から近接地の本地区全体については、良好な居住環境を形成し、保全するため、建築物の敷地面積、壁面の位置等について必要な基準を設定するとともに、次の方針により各地区ごとに適正な建築物等を誘導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沿道型利便地区 <p>交通機能面及び周辺居住環境への交通騒音に配慮した商業業務施設等を誘導するため、建築物の用途等について必要な基準を設定する。</p> 2 一般住宅地区 <p>周辺市街地と調和した良好な居住環境を形成、保全するため、建築物の用途等について必要な基準を設定する。</p> 3 専用住宅地区 <p>教育環境の保護及び中高層住宅地と連たん等を考慮し、良好な居住環境を形成、保全するため、建築物の用途等について必要な基準を設定する。</p>

緑化の方針		環境面に配慮し、緑豊かなまちなみを形成するため、敷地内緑化を推進するとともに、沿道の緑化に努める。				
地区整備計画						
建築物等に関する事項	地区の区分	名称	沿道型利便地区	一般住宅地区	専用住宅地区	
		面積	約 20.0ha	約 5.3ha	約 5.1ha	
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外馬券売場その他これに類するもの (2) ホテル又は旅館 (3) 自動車教習所 (4) 畜舎		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 工場〔建築基準法施行令第 130 条の 6 で定めるものを除く。〕 (2) ホテル又は旅館 (3) 自動車教習所 (4) 畜舎 (5) 危険物の貯蔵又は処理に関する建築物		
	建築物の敷地面積の最低限度	130 m ²				
	壁面の位置の制限	都市計画道路境界から外壁若しくはこれに代わる柱の面までの距離は、1.5m 以上とし、その他の道路境界から外壁若しくはこれに代わる柱の面までの距離は、1.0m 以上とする。		道路境界から外壁若しくはこれに代わる柱の面までの距離は、1.0m 以上とする。		
	建築物の高さの制限	—		16.0m 以下とする。		
垣又は柵の構造の制限	生け垣又は現況の宅地地盤面から高さ 1.2m 以下の網状、鉄柵等のフェンスとする。					

厚木市都市みらい部 都市計画課 都市計画係
電話 (046) 225-2401 (直通)